

令和5年度岡崎市介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 岡崎市介護サービス確保対策事業費補助金（以下「補助金」という。）は、岡崎市内の介護サービス事業所・施設等（以下「事業所・施設」という。）が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、緊急時のサービス提供に必要な介護人材の確保、職場環境の復旧及び改善に必要となる経費等の全部又は一部を予算の範囲内において交付することとし、その交付に関しては、「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」（令和5年5月8日付老発0508第5号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「実施要綱」という。）、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）及び岡崎市社会福祉法人助成手続条例（昭和43年岡崎市条例第15号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、事業所・施設で新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、また、職場環境の復旧及び改善を行う事業（以下「補助事業」という。）を支援することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）及び対象経費、補助金額等は、実施要綱の3（1）アに規定された事業所・施設（岡崎市内に所在する事業所・施設に限る。）が実施した実施要綱3（1）イに規定された経費を対象とし、補助金額の基準単価は、実施要綱別添3のとおりとする。

(交付の申請及び実績報告)

第4条 補助事業者は、令和5年度岡崎市介護サービス確保対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式1及び様式1-2）を、別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定により交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行い、交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付額を決定し、令和5年度岡崎市介護サービス確保対策事業費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式5）により、補助事業者に通知するものとする。その後、当該補助金を交付するものとする。

- 2 交付の決定をする場合は、市長は補助金の交付の目的を達成するため、条件を付することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定をしないことができる。
 - (1) 法人等（法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
 - (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（交付の条件）

第6条 市長は、第3条に規定する経費を対象として補助金を交付する場合には、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

ただし、あらかじめ市長の承認を受けた場合は、この限りではない。
- (2) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

- (3) 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式6）により速やかに、遅くとも補助事業の完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (6) 交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について市に納付しなければならない。
- (7) 補助事業者が1号から6号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (8) 1号及び5号に定める期間を経過する前に、事業所・施設を休止又は廃止し、老人福祉法及び介護保険法の規定により、改善命令、事業の制限又は停止命令、認可の取消し、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部効力の停止を受けたときは、補助事業により取得した財産の残存価格の全部又は一部を市に納付させることがある。

（申請の取下げ）

第7条 補助事業者は、交付決定通知を受け取った場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受け取った日から10日以内に当該交付申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該交付申請に係る交付の決定は、なかったものとみなす。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) この要綱若しくは規則の規定又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について、不正な行為があったとき。
- (5) 第5条第3項各号のいずれかに該当したとき。
- (6) その他、補助金の運用を不相当と認めたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は 令和5年8月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき請求された補助金の交付に関しては、同日以降もなおその効力を有する。